

## 知立市広告掲載等実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産の有効活用、新たな財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産への広告掲載等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の資産 知立市が保有する公有財産、物品、印刷物等をいう。
- (2) 法人等 法人その他の団体若しくはこれらにより構成されたグループ又は個人をいう。
- (3) 広告媒体 広告を掲載することが可能なものとして市長が適当と認める市の資産をいう。
- (4) 広告掲載 法人等が当該法人等の事業に係る広告を広告媒体に掲載し、又は掲出することをいう。
- (5) ネーミング媒体 愛称を付けることが可能なものとして市長が適当と認める市の資産をいう。
- (6) ネーミングライツ 法人等が当該法人等の名称や商品名を冠した愛称をネーミング媒体に付ける権利をいう。
- (7) 広告媒体等 広告媒体及びネーミング媒体をいう。
- (8) 広告掲載等 広告掲載及びネーミングライツの付与を受けてネーミング媒体に愛称を付けることをいう。
- (9) 広告主 広告掲載等を行う法人等をいう。
- (10) 優先交渉権者 ネーミングライツの付与を受けようとする応募者のうち、適格性があり、かつ、有利な条件で契約を締結できる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う法人等をいう。

### (広告掲載等の基本的な考え方)

第3条 広告媒体等に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならず、愛称は市民の理解が得られるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載等の対象としないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの等、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) その他市長が広告掲載等を行うことが不相当であると認めるもの

3 応募資格、広告掲載等の基準は、広告媒体等ごとに別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置等は、広告媒体ごとに別に定める。

(愛称の条件等)

第5条 愛称の条件、ネーミングライツの対価、付与期間その他ネーミングライツの付与に関し必要な事項は、ネーミング媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

(広告掲載等の募集方法等)

第6条 広告掲載等の募集及び選定の方法等については、広告媒体等ごとに別に定める。

(物品の受入れ)

第7条 市長は、適当と認めるときは、広告が掲載された物品を受け入れる方法によることができる。

(広告掲載の付記事項等)

第8条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記するものとする。

(広告掲載等の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等の期間中で

あっても、広告掲載等を取り消すことができる。この場合において、広告主に損害が発生しても、知立市はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 広告主が知立市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) その他広告掲載等が適当でないと市長が認める事由が生じたとき。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容及び愛称その他広告掲載等に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、掲載した広告に関連して第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(審査機関)

第11条 広告掲載等について審査等を実施し、助言を行うため、知立市広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 広告媒体及び広告の規格等の審査
- (2) ネーミング媒体及び愛称の条件等の審査
- (3) 広告掲載等を希望する者の審査及び広告掲載等をする広告又は愛称の審査及び決定
- (4) 優先交渉権者の選定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載等について疑義が生じた事項の審査

3 審査会の委員長は副市長をもって充て、委員は企画部長、総務部長、市民部長及び教育部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(専決)

第12条 委員長は、前条第2項各号に定める事項を企画政策課長に事前審査させ、知立市が定める広告掲載基準に適合する軽易なものについては、企画政策課長の専決とすることができる。

- 2 前項の専決に係る事項のうち、同年度に掲載の許可を受けたことがあるものに係る決裁は、広告媒体等を所管する課等の長の専決とすることができる。
- 3 前2項の規定により専決をしたときは、審査会の審査を省略することができる。  
(会議)

第13条 審査会の会議は、次の各号のいずれかに該当し、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- (1) 新たな広告媒体等に広告掲載等を始めようとするとき
- (2) 広告掲載等の可否について疑義が生じたとき

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告掲載等を実施するそれぞれの広告媒体等を所管する課等の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。